

## 平成 23 年中に発生した災害事例【社会福祉施設】

### 1 転倒災害（37件、災害全体の40%）

施設内の居室入口、廊下等が結露、こぼれた水、清掃直後で濡れていたため滑り転倒

厨房内で床面が水や消毒液などで濡れていたため滑り転倒

トイレで床上のマットに足を乗せたところ、マットが滑り転倒

屋外の階段、コンクリート製の通路面が雨で濡れていたため、歩行中に滑り転倒

雨が降り出したため慌てて物干し場に行く時、段差につまづき転倒、洗濯物を干す作業中、足元にあったブロックにつまづき転倒

浴室での入浴介助、浴室掃除、シャンプー補充等の際し、浴室や脱衣所歩行中、濡れた床面で滑り転倒

通路の段差、浴室と脱衣所の段差、厨房内の足元のガス管に気付かず、つまづき転倒、階段の段差につまづき転倒

車いすの入所者を自宅に送るため、自動車からスロープを引き出す際、後ずさりして降りていたところ、車いすを固定するフックに足が引っ掛かり転倒。

### 災害防止のポイント

床面、通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とする。

床の水たまりは放置せず、その都度除去する。薬液を散布した場合は、通行禁止又は注意喚起の表示をする。

床に敷くマットは、滑り止めのあるものを使用する。

履物は、滑りにくく、安定したものを着用する。

階段には、滑り止めや手すりを設ける。

作業場及び通路に適切な照明を設ける。

通路、階段、出入口に物を放置しない。

可能な限り段差を解消するとともに、段差のある場所は注意喚起の表示をする。

確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底する。

## 2 動作の反動・無理な動作（28件、全体の30%）

利用者を1人でベッドから車いすに移乗介助中、利用者を抱えたとき、腰を痛めた 車いすが動いたため利用者がバランスを崩したため支えようとしたとき、腰を痛めた バランスを崩し右足靭帯を損傷した

利用者を1人で車いすからベッドに移乗介助中、利用者を抱え上げようとしたとき腰を痛めた 両手で相手の手を握り立たせた時、利用者がバランスを崩したため左手小指靭帯を損傷した

利用者を2人で車いすからベッドに移乗介助中、利用者を両脇から抱えたとき腰を痛めた

一人で入浴介助中、利用者を抱えようとして、利用者が立ち上がろうとして急に膝屈したため後方から支えようとして、腰部を痛めた

二人でトイレ介助中、やや前傾姿勢で介助したため、腰痛症を発症

利用者を一人でポータブルトイレに座らせる際、腰を痛めた

入居者の排せつ介助中、入居者が前のめりに倒れそうになったため、支えようとしたが支えきれず、背中がねじれ腰部を痛めた

訪問介護利用者宅で転倒し横になった利用者を後方から抱きかかえて起こそうとした際、腰部を痛めた

### 災害防止のポイント

介助作業に伴う腰部負担を軽減するため、リフト、スライディングボード、スライディングシート、取っ手付き補助ベルト等を導入する。

社会福祉施設での福祉機器の普及等を目的に、移動用リフト、座面昇降機能付車いす、特殊浴槽等厚生労働省が定める一定の福祉機器については、その購入費用の一部を助成する「介護労働環境向上奨励金」（旧・介護労働者設備等導入奨励金 申請先：熊本労働局職業安定部職業対策課）も活用できる。

動作時は腰椎の生理的な前弯（最大に腰椎を反った状態から少し戻し、前弯が残っている状態）を保つ。

利用者に身体を近づけて作業する。作業面の高さにも注意する。

低い姿勢になるときは膝を曲げる。

体をねじった状態での負荷を避ける。

使用する機器・設備、作業方法等実態に即した作業標準を作成し、職員に周知する。作業標準は、利用者の身体の状態別、作業の種類別の作業手

順、職員の役割分担や時間管理、作業場所を明確にしたものとする。

介護による腰部負担を軽減するため、「適宜小休止・休息をとる、他の作業と組み合わせる等により同一姿勢を長時間続けないようにさせること」を基本として、介護の各場面では作業姿勢と動作に注意する。

介護者の数は、施設の構造、勤務体制、介護内容及び利用者の心身の状況に応じて適正な配置とする。特定の職員に腰部負担の大きい業務が集中しないよう配慮する。